

○香美市意思疎通支援事業実施要綱

平成18年9月29日

告示第253号

改正 平成26年3月31日告示第53号 令和4年3月15日告示第43号

(目的)

第1条 香美市意思疎通支援事業（以下「事業」という。）は、香美市地域生活支援事業実施規則（平成18年香美市規則第192号。以下「規則」という。）第2条第1項に基づき、聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者、要約筆記者又は失語症者向け意思疎通支援者（以下「手話通訳者等」という。）の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、香美市とする。

2 市長は、規則第2条第2項に基づき、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると認める事業所等に委託することができる。

(事業内容)

第3条 この事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 手話通訳者派遣事業
- (2) 要約筆記者派遣事業
- (3) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

2 手話通訳者等の派遣は、障害者等が外出の際に意志の疎通が円滑に行えないことにより、社会生活上支障があると認められた場合に行う。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等とする。

(利用料)

第5条 利用料は、無料とする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、実施方法及び事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第53号）

この告示は、平成26年3月31日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月15日告示第43号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。